

## 新型コロナウイルス感染者の拡大に伴うガス料金の特別措置について

カニエ JAPAN 株式会社（社長：黒川智勝）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、以下のとおり特別措置を実施することといたしました。

### 記

#### 1. 適用対象

○新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さま  
或いは生活福祉資金貸付制度<sup>※1</sup>の「緊急小口資金・総合支援資金」の貸付を受けたお客さま等で、一時的なガス料金の支払いの延期を当社にお申し出いただいたお客さま

#### 2. 特別措置の内容

○当社とガスの契約を締結しているお客さまについて、2020年2月分、3月分、4月分および5月分の各ガス料金の支払い期限日をそれぞれ一か月延長いたします。

#### 3. お問い合わせ先

お問い合わせ先：カニエ JAPAN の各事業所へお問い合わせください

※下記 URL より、お問い合わせ先をご確認ください

受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 00 分（土日祝日除く）

受付開始日：4月21日（火）

#### ※1 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸し付けが必要な世帯に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度。

以 上

カニエ JAPAN 株式会社 各事業所 お問い合わせ先

<http://www.kaniejapan.com/company/office.html>